

2023 年度認定管理栄養士・認定栄養士の認定更新のための実施要項

認定管理栄養士・認定栄養士の認定更新は、申請書類の確認（書類審査）により認定更新の有無を判定します。

1. 認定更新に必要な申請資格

- (1) 日本国の管理栄養士・栄養士の免許を有していること。
- (2) 認定管理栄養士・認定栄養士であること。
- (3) 認定取得後、基幹教育及び自己研鑽における 60 単位（臨床栄養 70 単位）以上の単位を取得していること。
 - 基幹教育（基本研修、実務研修）30 単位以上を取得していること。
※他団体主催の研修会は 15 単位（臨床栄養分野は 20 単位）を上限とします。
 - 自己研鑽単位は 20 単位以上を取得していること。
※そのうち、学会参加を 3 回（臨床栄養分野は 5 回）以上とします。
※自己研鑽による単位の換算方法、提出書類は、下記の表のとおりです。

<自己研鑽による単位の換算方法>

| 内容 | 単位 |
|--|----------------------|
| 学会参加（参加証の写し） （地方会、研究会、各都道府県の栄養改善学会等も該当） | 2 単位 |
| 学会・研究会での発表（抄録の写し） （ポスター発表・全国栄養士大会での示説発表も該当） | 発表者 10 単位 連名 2 単位 |
| 講演会・研修会の講師（プログラム・委嘱状の写し） | 1 講演 5 単位 |
| 大学での非常勤講師（本務者は除く）（シラバスの写し） | 1 科目 5 単位 |
| シンポジスト・パネリスト・座長（プログラム・委嘱状の写し） | 5 単位 |
| 学術論文 ※査読付き（写しの提出） | 筆頭 30 単位 共著 5 単位 |
| 実践報告 ※査読付き（写しの提出） | 筆頭 15 単位 共著 2 単位 |
| 雑誌（写しの提出） | 筆頭 10 単位 共著 2 単位 |
| 著書（写しの提出） （「章」を単独で担当している場合も該当） | 筆頭 20 単位 |
| 事例報告（各認定分野ごとの様式） | 5 単位 |

2. 更新申請期間

2023年12月14日(木)～2023年12月28日(木)

- ・上記の更新申請期間内に、日本栄養士会ホームページのマイページより、オンライン申請を行ってください。

3. オンライン更新申請登録

<アップロードする更新申請書類等>

以下の書類等をPDF形式でアップロードしていただきます。スキャンもしくはコピー等の上、ご提出ください。

- (1) 基幹教育(基本研修、実務研修)計30単位以上取得の記録
- (2) 自己研鑽20単位以上の単位取得の記録
- (3) 学会参加の記録
- (4) 更新カード用写真データ

<更新料の支払>

11,000円(税込)

- ・オンライン申請サイトを参照ください。なお、更新料の支払いに係る手数料については、申請者においてご負担願います。
- ・支払方法は、クレジットカード決済もしくはコンビニエンスストアの専用端末による支払いのいずれかとなります。

4. 申請書類提出上の留意事項

基幹教育(基本研修、実務研修)計30単位以上取得の記録

- ・基幹教育(基本研修、実務研修)の取得単位は、マイページよりPDF出力し提出する。
(単位付与を認めた他団体での研修取得単位上限は、15単位(臨床栄養分野は20単位))

自己研鑽20単位以上の単位取得の記録

- ・前頁<自己研鑽による単位の換算方法>の表を確認の上、自己研鑽20単位以上の取得がわかるよう、各書類を提出する。
- ・学会・研究会での発表や学術論文、実践報告は、発表(執筆)者、発表(執筆)年度、学会(雑誌)名等、記載されている部分のコピーも合わせて提出する。

学会参加の記録

- ・参加証の写し(3回以上)を提出する。(臨床栄養は5回以上)

更新カード用写真データ

- ・6か月以内に撮影した無帽、上半身の鮮明な写真データ(JPEG)を提出する

5. 更新通知

申請書類の確認(書類審査)後、2024年3月に認定証を交付します。

6. 認定期間の延長

病気その他やむを得ない理由があると適格審査委員会が認めた者については、更新の延長を認めます。(猶予期間 1 年間) 更新申請書類の提出期限までに延長を希望する理由とそれを証明する書類を提出してください。

なお、延長している期間も認定期間を含めます。

7. 認定者名簿の公表

認定者名簿は日本栄養士会ホームページへ掲載します。

8. その他

(1) 審査に関する情報開示

認定にかかる審査委員等については、一切公表しません。

(2) 個人情報保護方針

「公益社団法人日本栄養士会 個人情報の保護に関する基本方針」に準じます。

(3) 各種通知書類送付先

当該更新審査に係り郵送物がある場合には、日本栄養士会マイページに登録の「自宅住所」へ送付します。

(4) その他

既納の更新料はいかなる理由があっても返還いたしません。

9. お問い合わせ先

公益社団法人日本栄養士会 生涯教育担当

〒105-0004 港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

TEL : 03-5425-6555 FAX : 03-5425-6554 e-mail : shougai-kyouiku@dietitian.or.jp

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 10:00～12:00/13:00～17:00